

更新情報

建設現場従事者のための 産業廃棄物等取扱ルール 改訂3版

● 133p:フロン排出抑制法の改正(施行:令和2年4月)

建設・解体業者の皆様へ

フロン排出抑制法の改正により **2020年4月施行**

# 建物解体時の規制が強化されました。

## ビル・商業施設の解体工事を依頼されたら……

- 解体する建物において業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器の有無を確認します。
- 事前確認書面に結果を記入し、その内容を工事発注者に説明します。
- 書面を工事発注者と解体業者がそれぞれ3年間保存します。

**事前確認書面**

**機器がある場合**

**フロン類が回収済み**

方法②の場合

○工事発注者からフロン類の引取証明書の写しをもらいます。

**フロン類が未回収**

方法①の場合

○充填回収業者から引取証明書の写しをもらい、3年間保存します。

※引取証明書の写しを必要部数用意します。

**機器がない場合**

機器がない場合でも、書面を保存してください!

委託確認書

**充填回収業者**<sup>※</sup>

フロン類を回収し、引取証明書を発行します。  
※都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者

引取証明書(写し)

○廃棄物・リサイクル業者に廃棄機器を引渡す際に引取証明書の写しを渡します。  
**引取証明書によりフロン回収済みであることを確認できないと、その機器の引取りは拒否されます!**

※廃棄物・リサイクル業者が充填回収業の登録を受けている場合には、フロン類の回収とあわせて機器の引取りも依頼することができます。

(一部抜粋：環境省、経済産業省)

※詳細等は本講習会テキストのダイジェスト版を参照してください。

講習テキストダイジェスト版(産業廃棄物コース) <http://www.sanpainet.or.jp/service06.php?id=9>